府公第 127 号－１
平成 27 年６月８日

公文書管理委員会
　委員長　宇賀　克也　　殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

写

諮　　問　　書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第２号の規定に基づき、別紙国税庁行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

平成 27 年５月
国　　税　　庁

国税庁行政文書管理規則の一部改正について

１　改正の趣旨

国税に関する確定申告書、更正・決定通知書などの行政文書については、各税目に応じて課税処理を行うことができる期間保有することとして取り扱っており、国税庁行政文書管理規則別表第１の事項 23 において、その保存期間を規定している。

今般、平成 27 年度税制改正に伴い、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置が創設されたため、本制度の適用を受けて作成（取得）する行政文書の保存期間について、管理規則別表第１の事項 23 に追加する。

また、相続税及び贈与税の申告書等関係書類について、管理規則別表第１の事項 23 の保存期間の見直しを行う。

２　改正の内容

（１）結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度創設に伴う所要の措置

平成 27 年度税制改正に伴い創設された、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置について、受贈者が 50 歳に達した日の属する年分の法定申告期限に係る特定日以後７年間、行政文書を保存することを追加する。

（２）相続税及び贈与税の申告書・決議書等関係書類の保存期間見直し

相続税の申告書・決議書等関係書類（一般事案）について、保存期間を「更正等可能期間又は 10 年のいずれか長い期間」としているところ、同書類のうち決議書等の附属書類については、保存期間を「更正等可能期間」に変更等する。

３　今後のスケジュール

施行：平成 27 年７月１日

「国税庁行政文書管理規則」新旧対照表

赤字下線を付した部分が改正部分である。

改　正　後

国税庁行政文書管理規則

第１章～附則（省略）

別表第１　行政文書の保存期間基準

事　項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例
（省略）					
その他の事項					
（省略）					
23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑫に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書

改　正　前

国税庁行政文書管理規則

第１章～附則（同左）

別表第１　行政文書の保存期間基準

事　項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例
（同左）					
その他の事項					
（同左）					
23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑨に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書

			②相続税の課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑦に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間						②相続税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑤に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	
			③贈与税の特例適用者（特別障害者に対する贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	30年						③贈与税の特例適用者（贈与税の配偶者控除、特別障害者に対する贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	30年	
			④贈与税の特例適用者（贈与税の配偶者控除）に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書	30年						（新設）	（新設）	

			⑤贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は 全部確定 若しくは 免除する日に係る特定日以後 5年のいずれか長い期間							
			⑥相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑦に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は 全部確定 若しくは 免除する日に係る特定日以後 5年のいずれか長い期間				④贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定 又は 免除する日に係る特定日以後 7年		
								⑤相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定 又は 免除する日に係る特定日以後 10年		

			⑦相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間、相続が開始する日に係る特定日以後 10 年又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後５年のいずれか長い期間							（新設）	（新設）			
			⑧贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後７年							⑥贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後７年			
			⑨贈与税の特例適用者（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文	受贈者が 30 歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日							⑦贈与税の特例適用者（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文	受贈者が 30 歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日			

			書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後７年							書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後７年			
			⑩贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚･子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	受贈者が 50 歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後７年							（新設）	（新設）			
			⑪地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11 年							⑧地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11 年			
			⑫財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後７年							⑨財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後７年			

			⑬国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後７年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
			⑭内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	７年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書
（省略）					

別表第２（省略）

			⑩国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後７年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
			⑪内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	７年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書
（同左）					

別表第２（同左）